

表 経済活動再開計画第4段階対象業種

	経済事業内容	国際標準 産業分類 (ISIC)	詳細解説	衛生プロトコル 所管省庁
商 業				
1	一般店舗	-	収容人数を現行の50%から60%に拡大	
サービ				
2	バーを除くレストランまたは類似サービス	-	収容人数を現行の40%から50%に拡大	
3	船舶による海洋旅客輸送サービス(収容人数は50%以内。観光旅客は対象外)	5011	旅客の海洋輸送と国内港間のカボタージュ輸送	保健省(MINSA)
4	河川や湖を通行する内国船舶による旅客および貨物の国内輸送サービス(収容人数50%まで)	5021	旅客の国内船舶輸送	運輸通信省(MTC)
5	航空機旅客輸送サービス。許可された国への国際線の再開(10月5日より)	-	旅客の空路輸送	MTC
6	旅行エージェント、観光事業者などのサービス業	7990	国際線の予約サービスなどこれまで対象外だった分野	MINSA
7	その他、芸術、エンターテインメント、娯楽関連サービス業(衛生面に配慮して運営されていること、通常収容人数を現行50%から60%に拡大)	9101	図書館・書庫補完事業(大学図書館含む)	
		-	博物館、プレヒスパニック時代遺跡、歴史的建物や場所、文化センター(映画館、劇場は含まない)、ギャラリーなどの事業	
		9103	植物園、動物園、国立公園(自然保護区含む)における事業	
			テーマパーク事業	MINSA
8	その他、芸術、エンターテインメント、娯楽関連サービス業(収容人数を50%以内に制限)		スポーツクラブや運動施設団体(個人またはペアでの屋外活動に限定)	MINSA
			釣り、マリンスポーツ、またその関連の予約や付帯サービス事業。山岳ガイドサービス。	MINSA

(出所) 大統領令第157-2020-PCM号付表